

第4回八尾市特別職報酬等審議会 会議録

1 日時

平成28年12月28日（水）午後1時30分～午後3時40分

2 場所

市役所本館8階第2委員会室

3 出席委員

初谷会長、中井委員、植田委員、樫本委員、岸本委員、田中委員、秋吉委員、辻尾委員

4 議事概要

(1)開会

○会長：今回は、これまで審議してまいりました特別職の給料等及び各種手当について答申案としてまとめたものを元に議論いただき、最終的な答申としてまとめてまいりたいと考えております。前回の審議会以降で委員からのご意見、ご要望はありましたか。

○事務局：特にございませんでした。

○会長：それでは、これから答申案の検討を行うに際し、前回までの審議内容について事務局から改めて確認をお願いします。

○事務局：第1回の主な内容は、平成28年9月23日（平成28年11月24日改訂）の資料（以下、「資料①」という。）の説明を行うとともに、審議の進め方として2回目で常勤特別職の給料、手当等、3回目で議員の報酬等、4回目で答申案の作成、そして5回目で答申の最終確認を行っていくことを確認いただきました。また、常勤特別職については市長を中心に、議員については議員の報酬を中心に審議をし、その他副市長等については、給料等の額の差や比率の妥当性について確認することを前提に、その額の差や比率を反映した形で算出していくということを確認いただきました。そして、資料①等に関する質疑がありました。第2回の主な内容は、平成28年10月28日（平成28年11月24日改訂）の追加資料（以下、「資料②」という。）の説明及び質疑がありました。また、市長とその他常勤特別職の給料月額、議員と議長等の報酬月額について、その額の差や比率の妥当性を確認いただきました。更に、財政状況、行財政改革の確認をいただくとともに、常勤特別職の給料、退職手当、期末手当、地域手当等の審議をいただきました。第3回の主な内容は、資料誤りについて事務局から訂正の説明を行い、その上で前回までの審議結果を維持することの確認が行われました。そして、平成28年11月24日の追加資料（以下、「資料③」という。）の説明及び質疑があり、議員の報酬、期末手当等の審議をいただきました。更に、報酬等の条例本則の額と臨時、特例的な減額の関係について議論いただきました。

○会長：これまでの審議内容を振り返っていただきましたが、前回の議論において特別職が色々な形で尽力されているが、その成果が市民にどの程度浸透しているのか、発信出来ているのかといったことが話題となりました。そのため、市民の受け止め方や実感といったものについて客観的な資料で確認出来るようなものはないものかと私から事務局に依頼し、本日配布の資料（平成27年度八尾市民意識調査報告書）を

用意いただきましたので、その説明をお願いします。

- 事務局：冊子（平成 27 年度八尾市民意識調査報告書）1 ページをご覧ください。調査の概要は、八尾市が今後どのような取り組みを充実させていくべきなのかを決めていく際の重要な基礎データとして活用するために、市民の生活意識や八尾市政に対する意見、満足度、ニーズ等を把握することを目的に、住民基本台帳に基づく無作為抽出による八尾市在住の 20 歳以上の男女 3,000 人（男女各 1,500 人）を対象に郵送配布、郵送回収という形で調査を行い、発送数 3,000 票に対し有効回答が 1,620、回答率が約 54%となっています。114 ページをご覧ください。八尾市の行政の取り組みの満足度として「あなたは、八尾市の行政の取り組みに満足していますか。」という問いに対する「満足」、「やや満足」の回答を合わせると 69.3%と約 7 割の方が満足している状況がわかります。115 ページをご覧ください。平成 24 年度から 27 年度までの「満足」、「やや満足」の推移は、徐々にその合計が増えている状況です。116 ページをご覧ください。八尾市の行政の取り組みに対して「やや不満」、「不満」と回答された方に、その「不満」と思われる理由を自由記述で記載いただいております。合計意見数は 285 件。この中で「⑩信頼される行政経営の推進」に対する意見が一番多く 122 件となっています。120 ページをご覧ください。この 122 件の内訳として「行政の取り組みをわかりやすく情報発信してほしい」が一番多く 50 件となっています。前回までの審議会でも情報発信がわかりにくいといったご意見もありましたが、この調査からもその状況が見ることが出来ると思われます。
- 会長：このような市民の満足度調査は、多くの自治体で施策運営の参考のために毎年実施されていますが、市民への情報発信という点ではまだまだ努力を要するといった部分が数字にも表れており、120 ページの 50 件との報告ですが、他の回答の中にも情報発信に絡むものがあり、そういったものを合わせると多くの市民が同じような思いを持っていらっしゃるとうかがわれます。こういったことも踏まえ、また、前回本日の論点として大切な点としてご示唆いただきましたが、八尾市ならではの取り組み、八尾市としてこういう点をしっかり努めているというところを紹介させていただきたいと思います。
- 事務局：八尾市として特に力を入れている取り組みについて紹介いたします。1 点目は子ども、子育て関係です。八尾の未来づくりとして、保育所、認定こども園の定員拡大等について取り組んでいる内容を紹介します。八尾市の就学前児童数は平成 23 年度から 28 年度の間で約 750 名の減となっていますが、保育所、認定こども園への入所ニーズは高まっており、私立のお力もお借りして、この平成 23 年度から 28 年度の間で保育所、認定こども園の定員を約 850 名拡大し、施設数も本園、分園を合わせて 15 施設増やしました。保育所、認定こども園の入所児童数も、この間で 1,000 名程度の増となっております。今後も保育所、認定こども園への入所ニーズが高まることが想定されることから、平成 29 年 4 月には 100 名程度の保育枠を新たに確保する予定で、平成 30 年 4 月には更に 600 名程度の保育枠を確保する予定です。今後も保育枠をしっかりと確保しながら保育ニーズに応じていくということが、八尾市が特に力を入れている取り組みの 1 つです。2 点目は健康の関係です。高齢化が進む中、健康寿命の延伸が 1 つのテーマとなっており、地域ぐるみの健康づくり活動として平成 26 年度から出張所等に保健師を配置しており、平成 26 年度には出張所等の半数に、27 年度には全てに配置いたしました。健康相談件数は年々増加しており、平成 25 年度に比べ 26 年度は 2.7 倍、27 年度は 4.8 倍となっています。また、平成 27 年度の相談内容の内訳としては母子相談が非常に多くなり、25 年度に比べ 11.5 倍となっています。母子相談は、妊娠、出産、乳児期の子育てから幼児期の子育てといった形で様々な場面に応じて保健師との関わりが持てるという相談体制となっており、切れ目のない子育て支援を行っているのが、1 つの先進事例としての取り組

みでもあります。今、数値のことだけを申し上げましたが、数では表せない顔の見える対応を行っている部分もあり、市民、地域としっかり向き合って健康相談を行っております。

- 会長：先ほどの市民意識調査においてもどのようなニーズがあるのか施策別に分析されており、健康の問題や子育てのしやすい環境づくり、安全安心については非常にニーズが高く、満足度という点では更に努力を要するという結果となっていますので、こういった調査も踏まえて今のような取り組みが進められつつあるという状況かと思われませんが、先ほどの市民意識調査も含めて質問等ございませんか。(質問なし。)
- それでは答申案の中でも市民の意識について書き入れる部分を考えておりますので、本日の本題に入りたいと思います。

(2)議事

- 会長：本日配布の検討・確認資料について、まず給料、報酬について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局：答申作成にあたって(確認・検討資料)に基づき説明いたします。常勤特別職の給料及び議員報酬につきご検討いただいた内容を1.の(2)から(6)にまとめておりますが、まず、今般諮問に至った経過について、1.の(1)に記載しておりますので、ここから確認をお願いします。特別職の報酬等の額は平成6年開催の八尾市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の答申を受け、平成7年に改定されて以降改定されておらず、審議会も、平成6年以降他市との比較を行うなど推移を見る中で開催されてこなかった。今般、特別職の報酬等に対する社会的な関心の高まりもあり、改めて、市民に理解される、その職務と責任に見合った額について、様々な視点から審議するよう市長からの諮問を受けたという、審議会開催の経過を記載しています。(2)以降が給料及び報酬についてご検討いただいた内容です。まず、(2)職務と責任につきまして、議員及び市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員(以下「常勤特別職」という。)が担う職務と責任は、住民ニーズの高度化、多様化に伴い大きくなっているが、八尾市においては、地域分権の仕組みづくりを積極的に行い、地域住民の健康増進の取り組み、また、中核市移行に向けた取り組みなども行われており、その職務と責任は更に大きくなる状況にある。また、予算決算常任委員会を設置し全議員体制で決算審査を行うとともに、所管事務調査等を通じた政策提案を行うなど、議会も、積極的に、その担う役割を果たすための取り組みが行われている。と、記載いたしました。

(3)は府内各市及び全国の施行時特例市の報酬等の額として、①府内における状況として、議員報酬月額額は31市中上位から11位、市長の給料月額額は9位であるが、府内の施行時特例市5市で比較すると、議員報酬月額額は4位、市長の給料月額も4位であり、その額においても概ね均衡が取られている状況である。また、議員を基準として比較した議長、副議長の報酬月額額の割合並びに市長を基準として比較した他の常勤特別職の給料月額額の割合についても概ね均衡が取られている状況である。また、②全国の施行時特例市における状況として、議員報酬月額額は37市中上位から7位、市長の給料月額額は22位であり、人口規模が26万人以上28万人未満の類似団体6市で比較すると、議員報酬月額額は3位、市長の給料月額額は6位で、その額においても概ね均衡が取られている状況である。また、議員を基準として比較した議長、副議長の報酬月額額の割合並びに市長を基準として比較した他の常勤特別職の給料月額額の割合についても概ね均衡が取られている状況である。次に、(4)一般職の給与の改定状況として、一般職の給与は、給与決定の原則である、情勢適応の原則、均衡の原則に則り、民間給与実態調査で算出された官民比較に基づく人事院勧告を基本として改定が行われている。八尾市における一般職の初任給(大卒)は、平成23年度が185,800円で、平成28年度は183,300円となっており、ほぼ変動していない。なお、特別職の報酬等

は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであり、一般職の給与とはその性格が異なるため、必ずしも連動させる必要はないと考える。なお、平成 23 年度の初任給を記載しておりますが、確認したところ平成 6 年度は 180,500 円であり 28 年度と比較してもほぼ変動のない状況です。次に、(5) 八尾市の財政状況について、財政力を示す財政力指数は、平成 26 年度に比べ平成 27 年度は 0.01 ポイント改善し 0.75 となっている。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率も、平成 26 年度に比べ平成 27 年度は 1.0 ポイント改善し 98.8%となっているが、平成 27 年度決算では、一般会計において 11 億円弱の収支不足が生じ、公共公益施設整備基金を 12 億円取り崩し、平成 28 年度の当初予算においても財政調整基金から 29 億 4 千万円の繰入が見込まれており、楽観できる状況ではない。(6) 社会経済状況等について、前回審議会開催の平成 6 年は、バブル経済が破綻し経済状況が悪くなり始めた頃で、その後も景気の低迷が続いたが、近年においては徐々に回復傾向にある。物価は、平成 6 年の消費者物価指数を 100 とした場合、平成 27 年は 101.4 と 1.4 ポイント上昇している。また、大阪府の最低賃金は、平成 6 年の 634 円から平成 28 年には 883 円と年々上昇し、民間賃上げ率は平成 6 年以降、対前年比 1.63%から 3.13%のプラスが続いている。行政の取り組みをわかりやすく発信してほしいとの意見も多く、議員や市長が果たしている役割や、その取り組み成果等の市民への伝え方などの検討も必要であると考え。民間企業においては、業績に応じて役員の給与が減額される場合もあり、議員や市長の報酬等についても働きに応じて定めるべきとの考えもあるが、本審議会で審議を行っている条例本則の額については、担う職務と責任に報いる額とするべきであり、その報酬等に見合った働きがあったか否かについては、選挙等における審判に委ねるべきであると考え。以上の内容を踏まえ、3 ページ、2. の結論における (1) 議員報酬の額及び常勤特別職の給料の額について、①議員報酬の額は、現行の額に据え置くことが適当である。②常勤特別職の給料の額は、現行の額に据え置くことが適当である。としております。

○会長：説明いただきましたが、議論に入る前に確認です。確認・検討資料と記されていますので答申本文をそのままイメージしたものではないのですか。

○事務局：これまで審議いただいてきたことを記載しており、答申につきましても、基本的にはここで審議いただいた内容で記載していきたいと考えております。

○会長：そういう趣旨の資料です。それでは今説明のあった範囲についてご質問等ございませんか。

○委員：今説明の箇所は 3 ページ結論の (1) の①、②に関わる根拠となっている考え方で、1 ページの職務と責任という言葉はものすごくいい言葉だと思います。というのは、一般職の公務員には人事院勧告という指針があるのですが、2 ページ (4) の最後に、一般職の給与とはその性格が異なるため、必ずしも連動させる必要はないとし、特別職の報酬は一般行政職の人事院勧告を元に改定するのとは違う。では何を基準に考えるのかというと、それぞれの職務と責任で考えていきたいというメッセージだと思います。整理すればそういうことかと思いますがどうでしょうか。

○事務局：ご指摘の通りで、特別職については職務と責任に応じたというところが、給料、報酬を決定する上で一番大切な部分であると整理しております。

○会長：少し補足します。委員からこういったお尋ねが出るのは、先ほども申し上げましたが、これは確認・検討資料ですので本日の段階では、1. 審議内容等と、2. 結論で書き分け、これまで議論してきたことを、1. の (1) から (8) まで並べられています。ただ、今お尋ねがありましたように (2) から (6) の 5 つが私たちの議論を進めてきた中で観点、目印と言いますか、一般職にももちろん考慮される部分もあるのですが、特に特別職の議論をする場合に重要なものの中でもこの職務と責任というキーワードを

しっかりと見ていきたいと思います。ですから答申にする際には見出しも整理して、はじめにの次にこの審議会がこういった観点で整理をしたというような形の文章が付け加わるのではないかとイメージで受け止めていただけたらと思います。

○委員：結論に議員報酬の額を現行の額に据え置くことが適当であるとなつていますが、適当ではないという意見はどのように記載されるのでしょうか。私は適当ではないと思っているのですが、その意見は反映されるのですか。

○会長：この点について皆様いかがでしょうか。他の自治体では出されたご意見をまとめて列挙するというやり方をされているところもあります。

○委員：以前から特別職の報酬等が時代のニーズに合って高いのか安いのかという話で、減額という話が出ているように感じるのですが、報酬等は労働の対価であり、例えば市長が365日のうち何日仕事しているのかという部分などを見たときに、私は高いとは感じないです。月の金額だけを見ると高いように見えますが全体的に見るとそうではないと思います。ただ、高いということを否定しているわけではないので、先ほどの職務と責任というところでは、保育卒の拡大に尽力いただいているということであれば、(2)の住民ニーズの高度化、多様化に伴いということ、子どもを育てる環境づくりという部分ではごく貢献されているのではないかと、また、高齢化ということで、健康寿命を延ばす活動という話があったと思うのですが、健康相談や保健師の配置といった取り組みもされている。一般のサラリーマンでも20年、30年と経てば給料は基本的に増えていると思います。いろいろなことが各自自治体で起きているので、そういう風にとらえる方もいるかもしれませんが、私は20年間給料が上がらずに働いていただいている中で、その働きがニーズからかけ離れていけば様々な検討もあるのだろうけれども、今の中では妥当というか、高いとは思いませんが安すぎて上げましょうというところでもないと思います。

○会長：1つ1つの論点についてはこれまでの議論でもいろいろな意見が重ねられてきたわけですが、そういったものを最終答申にどう表現するのかという問題があります。この辺りをどうするのかということは我々で考えて決めないといけないのですが、いかがでしょうか。

○委員：答申は結論を書かなければいけないのですか。また結論は多数決という形になるのですか。

○会長：審議会としては結論を一本にまとめ、答申として返す必要があると思います。ただ結論に至るプロセスの中でいろいろな意見が出されたということは、そのプロセスを説明するという意味でこの文中でも工夫をしているわけですが、この検討資料に加えて、更にこのような形にしてはどうかといったご意見があればという意味です。

○委員：文章にするとどうしても具体的には書きづらく、住民ニーズといった表現になるのだと思うのですが、保育卒の拡大など具体的に行われていることを記した方が良いと思います。こういうこともやりましたというのは市の主張だと思います。大きくくくってしまうと何が行われたのかがオブラートに包まれたようにしか見えないので、明確に書かれたほうがこういうことも行われたのか、ここは少し足りないのではといった指摘ができると思います。

○会長：文章や資料は事務局に作っていただいているのですが、何をどのように書くのかということは我々が議論して決めればよいことですので、委員がおっしゃられたように、職務と責任をもっと明確にわかりやすく具体例を盛り込んだほうが良いということであれば、先ほど例で説明のあった子育てのしやすい環境づくりや健康相談などを適宜取り入れながら表現することになると思います。また、いろいろな論点について異論といたしますか考え方に幅があるものをどのように表現するのかということについても、先ほど申し

- ましたように、(本日の資料は) これまでこういったことを議論してきたという資料ですので、最終答申として表現するときに個々の意見で特にこういう点は盛り込んで書いておいた方が良いのではないかと
いったことについて、この場で議論しようという意味ですが、事務局、そういう考え方でいかがですか。
- 事務局：審議会の中で議論いただき、このような形でとなされたことに沿って作成していきたいと考えて
おります。
- 会長：ということです。ですので、個々の意見を記した方がよい、もう少しイメージが湧くように具体的
な施策まで書き込んだほうがよいといった具体的なご提案をいただいたということです。
- 委員：施策について、1ページ(2)職務と責任の2段落目に議員の取り組みが書かれていますが、八尾
市の議会としての取り組みだけが記載されている形になるので、これまでの審議の中で出された内容等を
踏まえ、市長がトップに立って行っている八尾独自の施策をもう少し書く方がよいと思います。
- 会長：確認ですが、職務と責任の内容を答申にするにあたり、第1段落は議員と市長等の両方について述
べており、第2段落が議会の内容ですが、どういう構成をイメージされたのですか。
- 委員：第1段落が職務と責任で、第2段落は八尾市で頑張っている取り組みが具体的に書かれているイメ
ージです。そのため、少し表題と第2段落がずれている気がします。また、議会の内容だけであり、もう
少し市長等の取り組み等も記別の表題とするか、この表題の中に入れてもいいのですが、第2段落には
議員のことしか出ていないという印象です。
- 会長：第1段落が施策の分野としてこういう点に非常に力を入れていくという内容と、例えば「また」以
下の中核市移行を目指した取り組み等で、非常にこれから多くの分野にわたり職務や責任が高まっていく
要素というものを示している部分があります。第2段落は議会改革を全国に先駆ける形で積極的に取り組
んでおられ、全議員参画という形で調査や委員会が行われていることも職務と責任の高まりの1つの要素
という意味で挙げられていると思います。ただ委員がおっしゃられたように、全体として職務と責任が高
まっているという部分と、分野的に特に八尾市が力を入れており、そのために非常に業務も大変になっ
てきているといった高度化、多様化に反映される部分とを少し書き分けた方がよいのではないかと
いうニュアンスで受け止めました。職務と責任の表現をどうわかりやすく伝えるかということかと思
いますが、何かご意見ございませんか。
- 委員：職務と責任をしっかりと書くことによって見えなかった仕事内容が市民にわかりやすくなるのでは
ないかと思います。大変な仕事だと理解はしていますが、どれだけ、どのようなことをしていただ
いているから大変なのかといったことが市民には見えづらいということが、この審議会でも指摘があ
ったことでもあり、その部分をもう少し細やかに加えていただければと思います。地方分権もど
んどん進み、平成6年から20年以上も経っており時代背景も全く異なっていると思
います。八尾市でも地方分権が進み、高齢化も進行し、低成長時代に入ってきていると思
います。産業においても中小企業の多いまちなので景気を上げられるところが少なくなっ
てきているというお話も聞いています。スピード感がもっと必要な時代に入
ってきていますので、以前のような市長の仕事、議会の仕事だけでは全く追いつかなくなっ
てきていると思います。議員も、市民と行政の架け橋のような役割だけで良いときもあ
ったと思うのですが、これからは政策等ももっと提案していかなければいけない時代に入
ってきています。そのためには勉強も必要だと思います。市長も同じで、ある程度、生活
ベースの報酬があって、生活、家庭が安定した報酬の上でこそ、勉強をしたり、研修
なり、いろいろな物事の考えられるところが出てくると思います。ですので、突出した
金額でなければ、平成6年から全然動いていない給料はむしろ今までが高かったのでは
ないかと

思うぐらいで、今は妥当なところだと考えています。あと減額ですが、これはその市における懐事情や長として立たれた方の個人的な心意気といったものも反映しているのではないかと思います。減額のままで基準を決めてしまうと、自分の意思で減額されたものが改選に伴い違う方がなられた時に下がった状態で引き継がれることになり、これはまずいと思います。やはり、どなたでも市長にも議員にもなれるようにしておかなければ、資産がある人だけがなれるということではおかしいと思います。議員においては定数問題や何十年も続けておられる方もいらっしゃいますが、そういったものの審判はやはり市民だと思いますので、もっと市民が関心を持てるような発信方法なども役所のほうで考えていただきたいと思います。選挙のことはこの審議会では無関係だと思いますが、やはり選挙にお金がかかるという事実もあります。落選すれば収入がゼロになるという話も聞きます。年金制度がなくなり不正が多々発生してきているということも耳にしたことがあります。次の選挙に出るためにもお金がかかり、少しでも貯めておかないといけないといったことがあるようにも聞きますので、ある程度の報酬は必要だと考えます。

○会長：後で予定している項目も先取りしてお話いただいた部分もあるのですが、前半でおっしゃられた職務と責任について、もう少し具体的にわかりやすく書くべきだということと、確かに（審議会が）開催されていなかった間が地方分権改革の20年の流れと重なっており、この間本当に目まぐるしく自治体の側、また特別職にとっても責任の高まりが見られる中で、特に分権改革といったこととも絡めて書くべきということもありました。他、ございませんか。

○委員：職務と責任について量を増やした方がいいのではないかと意見ですが、八尾市が取り組んでいる内容はいいのですが、市民負担が増えたことも明記して欲しいです。下水道料金が上がり手数料も上がります。いろいろな施策を行う上でお金がかかり、無計画に行ってきたわけではないと思うのですが、だからお金が今八尾市にないのではないかと思います。取捨選択し、どこに優先順位を置いて施策を行っていくのかというのが政治家の仕事ですが、良い事ばかり盛り込むことにすごく違和感があります。良いこともやってきましたが実際に市民の負担は増えていて、でも、市長は給料を下げません、また今議会で職員の給料は上がりました。こういうことを多分市民は知らないんです。手数料が上がったことは実際に窓口で資料などを求める際にわかると思うのですが、職員給料が上がったことは興味を持たないとわからないことなので、良い事ばかりがここに盛り込まれることはすごく違和感があります。

○会長：お聞きになられて良い事と受け止められたのかもしれませんが、客観的な背景として、どの自治体もそうですが、この20年ぐらいの間に非常に職務と責任というものの高まりが見られるということが1つ。これをもう少しわかりやすく表現すればよいのではないかとということと、八尾市にフォーカスを当てた場合にいろいろな行財政の改革もあり、施策の展開もありという中で、住民ニーズに応えるような施策がどのように展開されてきているのか、その中にはおっしゃられた面もあるでしょうし、市と市民の協働が進められている部分もあると思います。そういった点で、この辺りをわかりやすく表現するというところで、少し文面を工夫するというところでよろしいですか。それでは（3）（4）（5）（6）については、いかがでしょう。

○委員：（6）に記載されている大阪府の最低賃金について、22年間で249円上がっています。リーマンやバブルもあり多少浮き沈みがあったと思いますが、全体的には底上げがあったという状況だと思います。その中で平成6年から据え置きというのは賃下げと同じで、現状維持というのはある意味全然向上していないので、高くはないと感じています。それと先ほどの、やったかやっていないかという部分や手数料などいろいろあるでしょうが、八尾市だけではなく、日本の国全体でも消費税が上げられ、先ほどの保

育卒（の拡大）といったことにも費用がかかるので、そういった原資に使われるという形で市民の負担も大きくなるということもあると思います。というのは、少子高齢化で働き盛りの年代が少なくなってくると、その負担が大きくなるというのが実状だと思いますが、そのことと市長、議員の給与とは論点が違うのではないかと思います。議論の内容として載せるのはよいと思いますが、特別職の報酬については今の情勢や財政等といったところを見て見極めないと、一緒にしてしまうとややこしくなるのではないかと感じます。先ほどの、自分が高いと思われてその人が減額をするのは良いと思いますが、それはメインの話ではないと感じています。何度も言いますが、最低賃金が上がってきている中で据え置きというのはどういうことなのか。それと先ほどの議論にもありましたが、行政の取り組みをもう少し明確にして、例えば水道料金が上がるときに、配管のメンテナンスもしなければならないが費用がかかり今の財政では行えないので皆さんにご負担いただくといった伝え方について、全く出来ていなかったとは思いますが、この伝え方については反省点として記載すれば良いと思います。特別職の報酬の議論では、こういうこともやったという部分での「見える化」です。こういうことにお金を使いましたというのが「見える化」だと思います。

- 会長：今おっしゃられたニュアンスも（６）に多少反映した書きぶりが考えられるかと思いますが。（２）に戻りますと、今のご指摘にもありましたが、先ほどの市民意識調査もそうですが住民ニーズが客観的に何にあるのかということ把握しながら、特にその要請の強いところにいるいろいろな施策展開がされているのは見えるわけです。その結果、それがどのように受け止められていくかというのはまさに今進行中の話ですが、しかもその原資は青天井で湯水のごとくあるわけではなく、選択しながらどこに集中するのか検討に検討を重ねて今の市政の推進がなされていると思います。そういった流れや改革の背景といったことがあって、特別職の職務と責任が今こういうありようにあるということが少しわかるような表現を考えていければと思います。今回の諮問では特別職の給料等に留まらず手当のあり方についても意見を求められました。この部分について事務局から説明をお願いします。
- 事務局：３ページ、（７）各手当のあり方について、各手当は報酬月額や給料月額とは別に支給されているが、議員や市長にどの程度の報酬等が支給されているのか市民には把握しづらく、報酬月額等に含めて支給するべきとの考えもあるが、各手当には報酬月額等とは異なる性格があるため、報酬月額等とは別に支給するべきであると考え。ただ、議員や市長等の報酬等の総額について、市民が把握しやすくなるような伝え方の工夫が必要であると考え。①退職手当は、支給水準について、府内及び全国の施行時特例市との比較を行ったが、概ね均衡が取られている状況であり適当である。②期末手当は、府内及び全国の施行時特例市の状況からも算定方式等は総じて均衡しており、支給月数については、人事院勧告に準じることで社会一般の情勢に適応していることになるので、現状のあり方や改定の手法は適当である。③地域手当は、府内及び全国の施行時特例市の状況からも総じて同様に支給されている状況であり、支給率については、人事院勧告に準じることで地域の民間賃金水準を反映させることになるので、現状のあり方や改定の手法は適当である。以上の内容を踏まえ、３ページ、２．の結論における（２）各手当のあり方として、議員報酬や常勤特別職の給料とは別の手当として支給することが適当である。①退職手当は、現行の算定方式に基づき支給することが適当である。②地域手当は、人事院勧告に準じ適用している現行の手法は適当である。③期末手当は、人事院勧告に準じ適用している現行の手法は適当である。としております。
- 会長：これまでの議論の中で、特に手当の部分について振り返ったときにこういう結論になるのではないかとということですが、ご意見等ございませんか。

- 委員：地域手当はどこでもあるのですか。
- 事務局：資料①の 8 ページをご覧ください。この資料の地域手当支給率に数字の入っているところが、府内において地域手当が支給されているところです。また 13 ページをご覧ください。こちらは全国の施行時特例市の状況で、同じく地域手当支給率に数字の入っているところが、地域手当が支給されているところとなります。いずれも人事院勧告で一般職にも地域手当が支給されているところが支給されているところです。また資料②の 8 ページをご覧ください。ここにも記載しておりますが、地域手当は公務員給与に地域の民間賃金水準を的確に反映させるため、民間の賃金水準を基礎として、物価等を考慮して定める地域に在勤する職員に支給されており、地域手当の支給率ごとに府内の市名を記載しています。この率は人事院規則に基づき八尾市は 10%となっています。
- 委員：地域手当は何に対する手当ですか。
- 会長：地域手当とはどういった性格のものであるのか、もう少し補足いただきたいと思います。
- 事務局：資料②の 8 ページに地域手当についてとして、地域手当の定義を記載しておりますが、人事院勧告において全国一律の額を決めた上で、その地域その地域における民間賃金水準を反映させるためにこの手当が支給されています。
- 委員：八尾は 5 級地で 10%、大阪市は 2 級地で 16%ですか。
- 事務局：はい。その通りです。
- 会長：地域手当については第 2 回審議会でも様々な議論がありましたが、隣り合った自治体でもパーセントが変わっています。その際にも議論となりましたが、人口規模に伴うものではなくその地域の民間賃金水準を反映しているということであり、その都市の性格によってレベルの違いが出てきています。
- 事務局：若干補足いたします。国家公務員の俸給表に準じる形で行っていますが、日本全国 47 都道府県の中で民間賃金の少ない県が 13 程度あり、こういった地域に合わせて俸給表は作られています。ところが、例えば東京 23 区は物価水準も高く、それに応じて民間賃金も高くなっています。そしてどの程度高いのか調査された結果が 20%ということで、この高さを調整するために地域手当として 20%加算して給与を支払い民間の従業員との均衡を図っています。大阪市の民間賃金は俸給表よりも 16%高いということで 16%の地域手当が支払われており、八尾市では 10%高いということで 10%の地域手当が加算されています。ですので、語弊があるかもしれませんが、いわゆる地方の自治体の多くには地域手当は付いておりません。
- 委員：級地は誰が決めるのですか。
- 事務局：人事院というところがございまして、民間従業員の賃金を調査しその調査した結果に基づき、20%民間賃金より高いところを 1 級地、16%高いところを 2 級地と決めています。
- 委員：(4) 一般職の給与改定の状況の最後に、特別職の報酬等は、一般職の給与に必ずしも連動させる必要はないと考えるようになっていますが、ここ(手当)では人勧に準じるようになっていてすごく気持ちが悪いです。手当は人勧に準じ適用している現行の手法は適当であるとしていますが、適当なのか違和感があります。自らの判断でこの手当をもらっていると思うのですが違うのでしょうか。
- 会長：そうしましたら、その違和感というのはどのような表現が望ましいでしょうか。
- 委員：自ら決められているので政治判断というか議会で決められた上で、この手当が支給されているということでない、これでは人勧に準じないことが一切含まれないことになるので、議会で自らが決めているという部分がないことに違和感を持ちます。

- 会長：八尾市が自治体としての自治の中で、均衡をとる部分と更に特徴、特性を出していく部分とがあると思うのですが、今おっしゃられたように、単純に横並びに準じているということではなく、その準じていること自体も、八尾としての独自の自主的な判断に基づいているといったことを、きちっと書くべきではないかという、そういうご意見ですね。他、いかがでしょうか。
- 委員：ここには書かれていませんが、通勤手当について支給されている市もあります。八尾市では支給されていません。先ほどの説明にもありましたが、地域手当は地域の企業等と差がないようにといったニュアンスであったと認識しましたが、多くの一般企業では交通費が支給されており、そこが高いか安いかの議論ではなく、むしろその交通費を出していないということは載せるべきだと思います。受け取っていることの議論ばかりとなっているので、そこ（通勤手当）は辞退しているということも載せておくべきだと思います。
- 会長：結論の書き方ですけれども、今委員もおっしゃられたように、結論に至るまでの判断の中で民間の方であれば当然に受け取っているようなものが議員にはなく、先ほど年金の話もありましたが、逆に負担している部分もあるのではないかと。その中でトータルで見たときに、今の立場や職務と責任に応じた報酬としてどうかという議論をしているわけです。ですから、この手当の書き方について、できるだけ簡潔な表現がいいのですが、結論に至るプロセスにおいていろいろな考慮を重ねてきたというあたりの表現を補わなければいけないと思います。例えば手当のあり方について、人事院勧告に準じて適用している現行の手法が適当であるという結論を出していますが、適用していること自体は市として主体的に判断しているということ（7）の前段あたりに書き込む必要があり、そういったところは少し工夫の余地があると思いました。また、議員は何が受け取れるのかといった議論もあったと思います。一定そういったルールの中で、先ほどのお話にもありましたが、資産が豊かにある方だけではなくそうでない方でも市政に議員として心おきなく参画していけるというのが本当に望ましい状態ですので、そういった視点も含めて少し加筆していく必要があると思います。
- 委員：通勤手当については①②③の下に、八尾市においては支給されていないといったことを加えるのでしょうか。
- 会長：（7）の最後の「ただ、議員や市長等の報酬等の総額について、市民が把握しやすくなるような伝え方の工夫が必要である」という部分は、これまでは合計でいくら受け取っておられるのかが見えないということから、このような文章になっているのですが、市民にはあまり知られていないけれども多くの企業の方には手当として支給されているものでも支給されていないものもあるということについても、注意を払うような表現があるのではないかという意味です。そして、ここを少し工夫するということであり、④として通勤手当を記すという意味ではなく、そういったニュアンスを文章で出来ればという意味です。
- 委員：先にお詫びしますが、最初に職務と責任が結論（1）に対応しているという言い方をしたので、①や②の据え置くことが適当であるということまでストーリーが整っていると受け取られたかもしれませんが、①②までは意図してなくて、職務と責任という考え方で特別職の市長等の給与については、要は人勸ではないということが1つのポイントで、もう1つ大事なことは2ページの下から3行目、担う職務と責任に報いる額とするべきであり、その報酬等に見合った働きがあったか否かについては、選挙等における審判に委ねるべきというのは、かなり重い言葉です。一般行政職の方には選挙による審判はなく、通常は人勸に即して給料が決まるというベースがあります。一方、市長等特別職には職務と責任を果たしているのか4年に1回の選挙で審判があるということを押さえていただきたいと思います。それと答申案は、こう

いう文章にならざるを得ないのですが、3ページの5行目。市民が把握しやすくなるような伝え方の工夫というのは、行政だけではなく、議員の方もやって欲しいと思います。先ほど地域手当は誰が決めるのかといった質問もありましたが、一市民としてはもっともだと思います。人勸に沿ってほぼ決まっているというのは行政の答えとしては正しいのですが、例えば大企業では、都市部の本社勤務の人と地方部の工場に勤めている人、更に海外に勤めている人とでは当然に地域手当は違うわけです。公務員は300万人ですが我々労働者は6,000万人です。先ほどの議論にもありましたが、6,000万人の労働者の中の300万人を引いた5,700万人の民間人にわかるように言葉を伝えていかなければいけないと思います。

○会長：(7)でどの程度の報酬等が支給されているのか市民には把握しづらくという表現になっていますが、程度問題だけではなく、種類、そしてそれがなぜなのかということも含めて市民にはまだ十分理解いただけていないのではないかと思います。ですから、説明をすればそれは当然必要なものとか妥当なものであると思われるようなものが、説明が不十分であるとか言葉として馴染みにくいといったことから理解が行き渡っていないものがあるのかもしれない。そういうことを少し補足する必要があるということですね。そうしましたら手当の結論の部分については、今いろいろご議論がありましたように民間に準じてという形のところがありますので、手法そのものは適当である、そしてそれを実際に採用して、自治体としてそれを適用しようという判断そのものも適当であるという考え方で望みたいと思います。また、文章については、そういった経路をわかりやすく整えたいと思います。次に(8)の条例本則の額と臨時、特例的な減額の関係について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：条例本則の額と臨時、特例的な減額の関係につきましても種々ご議論いただきましたが、そのことを(8)に記しております。現在、多くの自治体で給料月額や退職金等について、臨時、特例的な減額が行われ、八尾市においても常勤特別職の給料月額の臨時、特例的な減額が行われていた。これら臨時、特例的な減額は、各自自治体における様々な状況等を踏まえて、議会や市長が減額するべきと判断し、行われているものと考えられる。本審議会においては、議員や常勤特別職の職務と責任に見合った条例本則の額を審議するという趣旨から、臨時・特例的な減額の適否については、審議対象とはしなかった。としております。

○会長：表現も含めまして我々の議論はこういう風集約していいのかどうかについて、いかがでしょう。

○委員：八尾市においても常勤特別職の給料月額の臨時、特例的な減額が行われていたというのは、現市長が10%カットしていたと思うのですが八尾市の行政改革が進んだという理由で戻されました。選挙の後だったと思うのですが、先ほど選挙で審判が下されるとありましたが、選挙では給料のことは何も触れられずに結局ご自身の判断で10%戻されたという経緯があり、政治家には任せておけないというか、勝手に戻されるということがあって、今回減額については審議対象とされなかったのですが、正式な資料として出されていたのに審議対象にならなかったということは必ず答申に入れていただきたく、資料が出された上で議論をし、据え置きにしましょうというのは絶対市民には理解が得られないと思います。他市は下げているという資料が出されながら何も審議せず、条例の本則だけを見て、平均だという結果があって決めたということを入れていただかないと、正式に資料(減額)が出された上で、この資料を見て据え置きというのは、市民理解は得られないのではないかと思います。

○会長：他の自治体が行っている臨時、特例的な減額の状態を見たいというご質問があり、資料として配布された。そして、それを見ていろいろとお話があったことは事実です。そういうことから考えると、審議対象とはしなかったという、この対象というのはまさに臨時、特例的な減額の適否ということについて対

象にしていけないということなのですが、臨時、特例的な減額が他の自治体でどのように行われているのかということは話題となりましたので、今おっしゃられたような受け止め方になってしまうようであれば、表現としては良くないのかもしれませんがね。それから、繰り返しお話ししましたように、この審議会というのは条例本則の額というものが職務、責任に応じて適当であるかどうかということ、我々が客観的な資料を元に議論をしていく場ですので、そういうことからすると、どういう表現がいいかなという風にお聞きしながら思いました。ご指摘があったように資料が出ていたのに審議しなかったのではないかなというようなことは、やはり理解を得られないのではないかな、そういう風な受け止め方になってしまうようでは思いとは違ってくるんですね。ですから、審議対象とはしなかったという表現を改めたほうがいいかもしれませんね。審議対象とはしなかったのは臨時、特例的な減額の適否の問題なのですが、臨時、特例的な減額というものが行われていることは認識した上で、この審議会の審議対象としては条例本則のその額の適否、妥当性、そういうことを議論したという風なニュアンスですね。審議してきたことをそのまま、きちんと序列するように書いた方がいいのかなと思いました。他いかがでしょうか。

○委員：今言われた通りだと思います。この臨時、特例的な減額は、今の状況を踏まえて、議会の中で市長の判断で自らが減額すべきという判断を下したからされているとことで、こういう会（審議会）で決めているわけではないですよ。この先、もし財政が逼迫してきたとなったときに、市長らが自らが下げるべきだという判断を下すのであれば減額されるだろうし、減額ありきの話ではなく、ここでの議論はまず基本のベースが適正かどうかという話をしてきていると思います。基本的には今言われたように、審議の対象としなかったとしてしまうと、なにもそういう話になっていないとなってしまいます。他の自治体が（臨時、特例的な減額を）やっているというのはその判断ですし、話をしたけれどそこはそういう風ではなかったという締め方にしておかないと、（資料を）出してもらったけれど何も話をせず無理やりそのままいったのかととられれば、それこそ違う方向を向いてしまう可能性もあるので、そういう意味合いの文章を考えていただきたいです。今後、市長もその判断の中で減額しようというのであれば減額されるだろうし、何もなかったらそれはそれでいいだろうし、（条例本則の額を）下げてしまったとなると、先ほどもありましたが市長として頑張りたいと思ってもお金を持っている人しかできないことになってしまいます。ある程度の額でないといけないということもあるので、その基準を決めているので、文章も考えていただきたいと思います。

○会長：両委員のお話を踏まえまして、この臨時、特例的な減額の適否については、審議対象とはしなかったという部分は削りまして、要するに、審議対象としたのは条例本則の額を審議したということなんですね。で、その前提として、実態としていろいろな自治体で個々の判断に基づく臨時、特例的な減額が行われているということは、この審議会でも資料としてきちんと認識をしたということです。そのあたりは誤解のないように、きちんと表現をまとめていければと思います。

○委員：10%カットして上げて（カットがなくなる）理由に、改革が進んだというのがあったのですが、果たして八尾市は改革されたのかというと、数字を見ても全然良くなっていないです。大幅に良かった上で10%を戻すならまだしも、良くなっていないのに戻されているという現状があるので、まあ、そこはいいのですが、職員の給料が上がるという議案が通って、議員や特別職の給与に関してはこの報酬審の結果を待つということになっているんです。待たれている側として、こういう平均値だけ出した数値が妥当という結果を答申として出しているのかというのがあって、このまま結局妥当でしたと戻して、前から給料は政治家が自ら決めるとおっしゃっていたのですが、政治家はこちらに委ねるではないですが、

結果を待っていますという状況なんです。減額や増額は政治家が決めるところで言っていて、政治家はこっちの意見を待つと言っている状況で、八尾市はこのままで大丈夫なのか。減額については政治家に決めてもらいましょうというのが私たちの意見じゃないですか。でも政治家は、こっちの結果を待つと言っていて、果たして誰が決めるのでしょうか。

○会長：いえいえ、それは実際そこで待つという表現がどういう風な文脈で出てきているか確認が要るとは思いますけれども、いずれにせよ、ここの結論というのは先ほどから繰り返しお話ししていますが、条例本則の額というものが、本日も最初にお話がありました、5つほどの観点から我々が議論を重ねてきてどうなのかということについて議論した結果を出すというのが任務なんです。ですから、その出た結果について、そこからどのように判断するかということについては、これは今のお言葉を借りれば、市政の次の段階として執行部と議会のほうでまた議論されることではないかと思えます。ですから、どちらが決めるのではなくて、決めるのは八尾市が決めるわけです。我々はこの条例本則の額そのものについて、いろいろな資料に基づいて議論をして決めたということです。その意見をぜひ、できればしっかりと参考にさせていただきたいと思うわけです。

○委員：私は減額してほしいという立場として、今後、減額を求めるといった意見もそこには記載されますか。このままでは、今の金額が妥当と言っている感じになってしまって、今後、八尾市のこの財政で、今の給料をもらいながらやっていっていいんですと結論づいたようにしか見えなくて。そうではないんだよというの、意見として記述してほしいのですが。

○委員：結論ですよ。あなただけの意見を採用しろということとは違いますよね。

○委員：少数意見として、こういう意見もありましたという記述は可能ですか。

○委員：それはいいのと違う。

○会長：結論については、結局どう判断したのかということをはっきり書かなければいけませんので、こういう短文の形で表現したいと思うのですが、判断に至ったプロセスのところでもいろいろな論点によって複数の意見が並び立って、ここへ収れんされてきたというプロセスをきちんと書く必要があるという風に思っています。そういう意味で、おっしゃっていただいたことも十分反映させながら文章として手を入れていく必要があると思います。

○委員：勉強不足で申し訳ないのですが、人事院勧告というのはどういう仕組みになっているのですか。人事院勧告とはどういうことです。

○事務局：国家公務員の給与は、基本的には民間の給与に準拠していくという大きな考え方がございます。準拠していくためには民間の給与やボーナスにつきまして国の人事院が調査をいたします。調査した結果、公務員の給与と比較し公務員の給与のほうが高ければ、その低い分を上げなさいという勧告が行われますし、公務員の給与のほうが高ければその分マイナスにきなさいという勧告が行われるということで、プラスやマイナスにする勧告を行う中で民間に準拠していくための制度が人事院勧告の制度です。

○委員：人事院という国の組織があるのですか。

○事務局：はい。

○会長：それでは、いろいろと出ましたご意見を反映して答申の形に取りまとめてまいりと思いますが、そもそもこの審議会が久しぶりに開催されたということもあり、先ほどより出されていますご意見等を考えましても、今後、この審議会をどの程度の間隔で開催していくべきなのかというあたりについて、ご意見をうかがっておきたいと思うのですが、事務局からこの点について何か考えがありますか。

- 事務局：審議会の開催の間隔につきましては、市長や議員の任期等を考慮しまして少なくとも4年に1度は開催をし、特別職の給料、報酬等の額についての妥当性を検討いただくのはどうかと思われまます。
- 会長：平成6年以降20年以上開催されなかったということで、分権改革とほとんど重なる期間この審議会がなかったわけですが、いかがでしょうか。少なくとも4年に1度は必要なのではないだろうか、話題として、事務局から示されたのですが、これは意見として述べる必要があるのかないのかということも含めましてご意見をおうかがいしたいと思います。
- 委員：また20年もの月日が経ってしまうかもしれませんが、意見として答申の文言に入れておくのが良いと思います。
- 委員：例えば4年に1度開催していれば、その時代背景も見てどうなのかという話になっていたと思います。やはり、その期中と言いますか任期中に、次はどうするのかという形は残しておくべきだと思いますし、その中で例えば財政が破綻するぐらいまで大きなことになるのであれば、特別に開催するものもありだと思います。だから最少4年に1度、その中で例えば最大2回なのかどうかというのはわかりませんが、そういったことも踏まえて取り決めをしておかないと、20年後ひどければ30年後となるかもしれないので、そういう一文を残すことはすごく良いことだと思います。
- 委員：同感です。20年間置いておくこと自体がおかしいのではないですか。20年と言えば、ふた昔前で。やはり4年ぐらいに1回は絶対しないといけないのではないですか。それで、何も（会議の回数を）2回、3回、4回しないといけないとは言っていない。ほとんど変わっていないくて、このままでいいのなら、1回の開催でいい。そういう形にすべきだと思います。
- 委員：私も市長と議員は4年に1回の選挙ということですので、やはり、4年というのが一番いいと思います。それで何もなければそのままでもいいし、言われたように財政や緊急なことがあれば、臨時に招集いただければ良いと思います。ぜひ、お願いします。
- 会長：今、市長と市議会の議員の任期は一緒になっていますか。ずれていますか。
- 事務局：同じです。
- 会長：少なくとも4年に1度。少なくともですので2度ということもあるでしょうし、それから、5つの観点それぞれをある程度の間隔できちんと積み重ねていくということで、この審議会の答申そのものももっと価値を持ってくるものになるのではないかと思います。それでは、本日いろいろとご議論いただき、こういう点は修正するべきであるとか、こういう点はきちんと書き込むべきであるなど色々ありましたが、もう1度、その修正あるいは加筆点について私も記録をしておりますので、また後ほど事務局とも突き合わせたいと思いますが、主にこういうことであったのではないかということ事務局から項目をあげていただけますか。
- 事務局：大まかになるかもしれませんが、まず1ページの1.（2）職務と責任について、もう少し具体性を持った表現にすべきで、分権改革も踏まえて書くべきではないかといった内容であったかと存じます。次に2ページの（6）社会経済情勢等について、賃上げ等の状況からは、現状維持はいわば賃下げのようにもなるということもございますし、もう少し「見える化」が図られるような形での表現をしていくべきではないかといったご意見があったかと存じます。次に3ページの（7）各手当のあり方について、この手当のあり方の前文に、どういう種類の手当がなぜ支給されているのかというようなところの説明の補足、またこの考え方に至ったプロセス、考慮した部分、配慮した部分を記載すると同時に、例えば通勤手当は支給されていないというようなことも含めてもう少しわかりやすく記載していくという内容であったか

と存じます。次に（８）の条例本則の額と臨時、特例的な減額の関係について、臨時、特例的な減額の適否については、審議対象とはしなかったということでは、全く審議をしなかったととらえられる恐れがありますので、減額が行われていることを認識したけれども、条例本則を審議する場として審議したといった主旨を書き加えるという内容であったかと存じます。また、審議会の開催の間隔についても述べていくべきとのご意見があったかと存じます。そして全体的な部分で、議論の中で出てきた並び立った複数の意見をどのように反映するのかということについて、（結論に至る）プロセスの説明については文中でも反映しているところですが、場合によっては更に加えてといった方法もあるとの内容であったかと存じます。

○会長：特にプロセスのところ、複数の委員からご意見がありましたが、手当の場合、人勸に準拠するという点については、先ほどご指摘もありましたが、２ページの人勸を基本として改定が行われている一般職に必ずしも準じ連動させる必要はないけれども、こうなのだという部分について、なぜなのかというところを書かないと理解が得にくいということがあったかと思えます。

○委員：各手当のあり方についてですが、退職手当や地域手当は議員にはなかったと思えます。そのことを書き分けないと、議員も退職金や地域手当がもらえるという誤解を招くのではないのでしょうか。

○会長：議員と常勤特別職の区別をして誤解のないように表記しましょうということです。それでは修正点の確認もいたしましたので、これらを反映して答申としてまとめてまいりたいと思えます。文案にまとめるに際しまして、今日出ましたご意見をさらに超えて何かを書き足すということは致しませんが、文章化するにあたりましてどのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

○委員：最終、また私たちがチェックできるという前提であれば、会長に文言の修正等を一任してはどうかと思えます。

○会長：作成しました文案については皆様にご確認いただくようにいたしますので、今日までのご議論を整理して文案を私のほうで作成したいと思えます。では、私のほうで預らせていただいてよろしいですか。
（はい。）ありがとうございます。それでは、次回、修正を加えました答申文の最終確認をいただいた後、市長に答申をしてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

(4)閉会